

事務連絡
令和2年3月16日

放課後等デイサービス事業者 様

障害保健福祉課長 田中孝太郎

学校の一斉臨時休業終了に伴う
放課後等デイサービスの基本報酬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応については、厚生労働省等からの通知に基づき取り組んでいただきありがとうございます。

このたび、令和2年3月13日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）」により、一斉臨時休業の終了に伴い原則として平日授業終了後単価を適用する旨の通知がありました。

つきまして、当市の取扱いを下記のとおりとします。

記

(1) 市立小中学校に通う利用者について

3月16日以降、学年によって臨時休業となる場合があることから、個々の児童の利用実態に応じて授業終了後又は休業日の報酬を算定します。

【例】

3月16日において

- ・ 学校登校日の中学3年生を支援した場合、授業終了後に行う場合の単価
- ・ 臨時休業中の中学2年生を支援した場合、休業日に行う場合の単価で算定します。

(2) 特別支援学校の県立学校に通う利用者について

3月19日まで臨時休業のため、休業日に行う場合の単価を算定します。

【問い合わせ先】

浜松市 障害保健福祉課 指導相談グループ

☎457-2860 FAX457-2630

E-mail:syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp